

## ごみNEWS 広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市（以下「市」という。）が発行するごみNEWSへの広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 ごみNEWSに掲載する広告（以下「広告」という。）は、公共性及び公益性を損なうおそれがないもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (2) 政治的活動、宗教的活動に関するもの
- (3) 求人広告に関するもの
- (4) 個人・団体の意見広告、名刺広告
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (7) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (8) 児童及び青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
- (9) 塾、予備校等に関するもの
- (10) その他広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告掲載の順位)

第3条 広告の掲載は、次の順位によるものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 私企業のうち、公共性の高いもの
- (3) 私企業のうち、市内に事業所等を有するもの

(4) その他

(広告掲載の申し込み等)

第4条 広告の掲載を希望する者は、ごみNEWS広告掲載申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、申込書の提出があったときは、速やかにその諾否を決定し、ごみNEWS広告掲載決定通知書（第2号様式）により、当該申し込みをした者に通知するものとする。

3 広告の掲載を希望する者が当該広告枠数を超えた場合は、第3条による広告掲載の順位が高い希望者を優先する。

4 第3条における順位が同じ掲載希望者が当該広告枠数を超えた場合は、抽選により決定する。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載の承認を受けた者は、市長が指定する期日までに、別に定めるところにより広告掲載料を市に支払わなければならない。

2 広告掲載料は、別表のとおりとする。

(広告原稿の作成・提出)

第6条 広告原稿は、完全版下原稿とし、市が指定した期日までにデータにて提出するものとする。

(その他の事項)

第7条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和5年12月13日から施行する。

別表 広告掲載料

規 格	料 金
縦 8.2cm×横9.8cm	25,000円